

# 新札幌わかば小学校いじめ防止基本方針

令和2年4月 1日

令和5年2月 14日改訂

令和6年4月 1日改訂

## 1 基本方針

(1) いじめは、自らの問題として切実に受け止め徹底して取り組むべき生徒指導上の重要な課題である。

「いじめは人として絶対許されない」「いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりえる」「いじめられている子どもの立場に立つ」という認識をもち、家庭・地域・外部機関と連携を図りながら未然防止、早期発見、早期対応に取り組む。

(2) 児童一人一人が安心して過ごすことができる環境を整え、指導の充実を目指す。

### いじめとは

「児童生徒に対して、一定の人間関係にある他の児童等から心理的または物理的な影響を受けたことにより(インターネットを通じて行われるものを含む)心身の苦痛を感じているものをいう。」(いじめ防止対策推進法第2条第1項より)

## 2 重点的な取組

### (1)未然防止の取組

#### ■学校として

- ・縦割交流活動や学年間交流等を通して、互いに認め合う姿勢、思いやりの気持ち、コミュニケーション能力の育成を図り、温かな学校風土の醸成に努める。
- ・いじめを未然に防ぐためのアンケート等を定期的実施し、いじめの兆しの前段階から予防の声掛けや、生活の満足度を高める関わりを行う。
- ・児童委員会活動、学級指導等、教育活動、道徳科の様々な場面で命の大切さを取り上げたり、いじめの問題に児童自らが主体的に参加する取組を推進したりする。
- ・児童が自己有用感を高められる場面や、困難な状況を乗り越えるような体験の機会など積極的に設ける。
- ・いじめは許されない行為であること等の指導を毎年学年の実態に応じて実施する。
- ・インターネット上に誹謗中傷を書き込むなどの行為は、取り返しのつかないことになることや犯罪行為につながる可能性があることなど、ネット上のいじめ防止に係る指導を行う。

#### ■学級として

- ・「ちょっとした軽はずみな思いやほんのわずかに歪んだ感情からいじめは生まれてしまう」ことについて触れ、「日頃から相手の気持ちに立って考えることの大切さ」「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気学級全体に醸成する。
- ・いじめの傍観や無関心から、いじめを制止・抑止する仲裁者・頼れる仲間への転換・成長を指導し促す。また、こうした転換・成長が可能な、温かな学級・学年・学校づくりを日頃から心掛ける。

## (2)早期発見の取組

- ・生活の振り返りや定期的なアンケート調査、児童との面談の実施等に計画的に取り組む。
- ・保健室やスクールカウンセラーなどによる相談室の利用、電話相談窓口について周知する。
- ・休み時間や昼休みの校内巡視や、放課後の校区内巡回等において、児童が生活する場の状況の把握を行う。

※いじめの兆候が見られた場合は、すぐに教頭に報告し、いじめ防止対策委員会で組織的に対応する。

## 3 いじめに対する措置

### 組織～いじめ防止対策委員会

- ・正確な実態把握に基づき、指導・支援体制を組む。
  - ⇒いじめられた児童や、いじめた児童への対応 (a)
  - ⇒その保護者への対応 (b)
  - ⇒教育委員会や関係機関等との連携の必要性の有無
- ・定例会議を月1回開催し、いじめの認知や解消の件数及び認知した個別に対応状況等を確認する。
- ・いじめに係るアンケート実施後に、アンケート結果や面談等の内容について検討するために、いじめ防止対策委員会を開催する。
- ・会議録を作成し、校長の決裁を得る。また、個別の対応状況については会議録とは別に記録する。
- ・いじめに関する個別の記録及び自殺念慮や自殺企図などの情報については、次の学年や中学校に確実に引継ぎ、指導や支援につなげることを徹底する。
- ・「いじめ見逃しゼロ」を徹底するために、認知及び解消については、担任などの個人に委ねず、いじめ防止対策委員会で判断することを徹底する。
- ・国の方針で定められている、いじめの解消の目安である3カ月に至るまでの間、教職員による見守りを実施するとともに、被害児童及び保護者との面談等を通じて、心身に苦痛を感じていないかを継続的に確認する。加えて、加害児童の保護者に対しても、学校における状況等を共有し、保護者と連携して指導と見守りを行う。
- ・重大ないじめ事案やいじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案においては、直ちに警察に相談・通報を行い、適切に援助を求める。

### **【重大事態への対処】**

- ・いじめにより児童等の生命心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ・いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

上記の場合については、以下の対処を行う。

- 重大事態が発生した旨を札幌市教育委員会へ報告する。札幌市教育委員会の指示に従い、該事案に対処する調査を実施し、事実関係を明確にするための調査を実施する。

○いじめを受けた児童等及びその保護者に対し事実関係等、その他の必要な情報を適切に提供する。

## 【問題となるケースが発生した際の具体的な取組】

- いじめ防止対策委員…校長（責任者）、教頭、教務主任、校内特別支援コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、該当学年の担任
- ※構成員全員がそろわない場合でも、出席可能な構成員のみで会議を開催する。
  - ※校長が不在の場合は、教頭が責任者として会を運営し、後日校長に報告する。
  - ※構成員が会議に参加できない場合は、会議日以外に個別に意見を求める。

### ■取組の具体

#### 情報収集と共有

- 情報収集と整理・記録 ⇒ 記録は教頭に一元集約（ICT、いじめのサインチェックシートの活用）（いつ、どこで、誰が、何を、どのように等を明確に）
- 情報の確認と共有 ⇒ 教頭を中心に共有

教職員個人の差によらない、客観的ないじめの認知の判断と組織としての対応ができるよう、アセスメントシートを活用する。

#### 指導・支援体制を組む

#### 【役割分担】

- 被害者児童のケア : 担任・養護教諭
- 加害者児童の対応 : 担任および担任外
- 被害者児童の保護者 : 複数で対応
- 加害者児童の保護者 : 複数で対応
- 関係機関との連携 : 教頭(校長)
- 職員への周知 : 教頭(校長)

#### 児童への指導・支援(a)

- いじめられた児童にとって信頼できる人と連携し、寄り添う体制を整える。（親しい友人、家族、教員、地域の人）
- いじめた児童には、いじめが「相手の心を深く傷つける人間として許されない行為」であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させると共に、不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育む。
- いじめを見ていた周囲の児童に対しても、いじめが人間として絶対に許されない行為であることをあらためて理解させると共に、他人事ではなく自分の問題として捉えさせ、いじめを制止することができなくても、誰かに知らせるなど、できることを行うことや勇気をもつことの大切さを伝える。

#### 保護者との連携(b)

- つながりのある教職員を中心に、その日のうちに速やかに、被害者児童宅、加害者児童宅に家庭訪問を行い、事実関係を伝え、今後の学校との連携方法について話し合う。

緊急性が高い事案や、いじめの重大事態の懸念がある事案については速やかに教育委員会に報告し、連携して対応する。

## 【問題となるケース発生後の再発防止の対応】

- ◇週、あるいは隔週ごとに被害児童「その後」の様子や被害児童を中心とした関係の様子を見とったり聞き取ったりして、状況の把握を行い、いじめ防止対策委員会で状況を共有化し、今後の方針を決定する。問題となるケースの改善に疑いのある場合は、被害児童だけでなく、加害児童（また適宜、関係する周辺の児童）にも声掛けを行う。
- ◇把握した状況については、被害・加害児童の保護者に適切に伝え、家庭での見取りなどの継続を依頼し、学校と家庭の両方で見守っていくことを確認する。